

## 議案第36号

### 訴えの提起について

#### 事件の概要

相手方は、平成15年12月12日から市営■■■■■■■■■■(以下「本件住宅」という。)に入居しているが、平成17年10月分から家賃を、平成20年5月分から平成26年8月分までの同住宅内駐車場■■■■番(以下「本件駐車場」という。)に係る使用料を滞納し、再三再四の催告及び納付指導にもかかわらず家賃及び使用料を納付しなかった。そこで本市は、平成30年1月17日宝塚市営住宅管理条例第42条第1項の規定により相手方に対し、同月23日までに滞納家賃及び滞納使用料を全額納付しなければ本件住宅を明け渡すよう求めたが、履行しないので、本件住宅の返還を実行するためやむを得ず住宅明渡し請求等を提訴しようとするものである。

#### 宝塚市営住宅管理条例(抜粋)

##### (住宅の明渡し請求)

第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) (略)

(2) 家賃を3月以上滞納したとき。

(3)～(7) (略)

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 (略)

4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することを理由に同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃等の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5・6 (略)

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。

議案第37号

訴えの提起について

事件の概要

相手方は、平成10年7月18日から市営[REDACTED]（以下「本件住宅」という。）に入居しているが、平成22年4月分から家賃を滞納し、再三再四の催告及び納付指導にもかかわらず家賃を納付しなかった。そこで本市は、平成30年1月17日宝塚市営住宅管理条例第42条第1項の規定により相手方に対し、同月23日までに滞納家賃を全額納付しなければ本件住宅を明け渡すよう求めたが、履行しないので、本件住宅の返還を実行するためやむを得ず住宅明渡し請求等を提訴しようとするものである。

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。